平成２９年（フ）第８７２号
川崎市中原区上小田中１丁目５番14―204号　マンションアミニティ
債務者　溝田　淳一
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８８４号
川崎市中原区上小田中５丁目４番25号　ウエストポイント　101
債務者　天井　康仁
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８９１号
川崎市川崎区塩浜１丁目３番５号　アレイ塩浜　202
債務者　小池　朋美
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１４号
川崎市川崎区日進町21番地１　ガーラプレシャス川崎　521
債務者　山本　賢一
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２８号
川崎市宮前区有馬４丁目18番９―202号　ファミール鷺沼
債務者　依田明日香（旧姓小澤）
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第３５号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地　９―812
債務者　佐々木　亮
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第５７号
川崎市川崎区藤崎１丁目20番４号　ＹＴハイム　202
債務者　池田　　充
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第７４号
川崎市宮前区東有馬５丁目３番３号　有馬スカイハイツ　201
債務者　多良間貞三
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２１１９号
名古屋市北区上飯田北町４丁目75番地の４　上飯田第二市街地住宅３棟103号
債務者　橋本　　勝
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１２０号
名古屋市北区上飯田北町４丁目75番地の４　上飯田第二市街地住宅３棟103号
債務者　橋本　紀子（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１１２号
名古屋市千種区清住町２丁目36番地の１　パークハウス東山305号
債務者　瀬口　鉦一
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５４号
熊本市南区城南町下宮地1117番地３
債務者　森山　昭子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第７号
大分県宇佐市大字四日市2560番地の１　羽瀬アパート６号
債務者　円藤純一郎
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月26日午後２時50分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６４４号
静岡県藤枝市新南新屋13番９号
債務者　兒玉　直幸
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６４５号
静岡県藤枝市新南新屋13番９号
債務者　兒玉　真美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１９号
愛知県新城市長篠字杉下２番地１　長篠住宅Ｂ棟302号
債務者　橋本江里子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部